

2006年5月25日

厚生労働大臣 様

在韓軍人軍属裁判原告団
在韓軍人軍属裁判を支援する会

拝啓

時下ますますご清祥の段お慶び申し上げます。

さて、既に戦後 60 年以上が経過し、先の大戦を経験した人たちも次々と幽明界を異にしてきています。しかし、なお生きてその戦争の中で負った傷に苦しんでいる人たちがいます。とりわけ植民地下の朝鮮半島から戦争に駆り出された元軍人軍属たち、その遺族は今なお癒えぬ傷、「恨（ハン）」を抱えています。それは日本政府の戦後処理、植民地支配清算の誤り、不十分性に起因しています。このことは必ず解決されなければなりません。

私たちはこれに関して下記のことを要求いたします。誠意ある回答、対処を求めます。

敬具

記

0 総括的に――

- (1)旧日本軍に軍人軍属として徴兵・徴用された朝鮮半島出身者の数及び死亡者数、負傷者数を明らかにされたい。
- (2)（徴兵 2 期の名簿が不明で正確な数が出せないように）上記の人数を正確に出せない場合は、その原因等を具体的に示されたい。
- (3)（(2)に関連して）最大限正確な数字を確定していくために、どのような措置・対策を講ずるのかを明らかにされたい。

文書回答

旧陸海軍から引き継いだ人事関係資料によると、朝鮮半島出身の旧軍人軍属は、243,992名、死亡者は22,205名であるが、負傷者数については把握していない。

G 「厚生労働省の回答にある、朝鮮半島出身の軍人軍属の人数243,992名、死亡者数22,205名について、どういう数字か？」

厚労省 「これは旧海軍、陸軍から引き継いだ名簿の登載人数である」

G 「この名簿が正確なものか？」「もし正確でないとすれば、何が原因と考えられるか？」

厚労省 （終始沈黙）

1 靖国問題に関連して――

- (1)韓国人の靖国神社合祀通知について、遺族に謝罪し、通知の撤回を靖国神社に通告すること。

文書回答

旧厚生省は、靖国神社を含め戦友会等の団体や遺族などから、戦没者に関し、調査依頼があった場合には、旧陸海軍の人事関係資料等を保管していることから、一般的な調査回答業務の一環として対応してきたものである。

- (2)昭和 31 年（1956 年）通知に基づく合祀通知について、既に植民地支配から離脱し、日本の管轄権下でない韓国籍国民について、一方では恩給給付の対象外としつつ、敢えて靖国神社に合祀通知した理由について明らかにされたい。

文書回答

旧厚生省は、靖国神社を含め戦友会等の団体や遺族などから、戦没者に関し、調査依頼があった場合には、旧陸海軍の人事関係資料等を保管していることから、一般的な調査回答業務の一環として対応してきたものである。

- (3)合祀に際して、日本人については合祀通知を出しているが、韓国人について通知しなかった理由を明らかにされたい。(当時、韓国への通信はすでに充分可能であった。また、政府、靖国神社、自治体が密接に連絡を取りながら合祀事務をすすめており、政府の承認のもとに靖国神社が自治体を通じて遺族に通知している事実がある)

文書回答

旧厚生省は、靖国神社を含め戦友会等の団体や遺族などから、戦没者に関し、調査依頼があった場合には、旧陸海軍の人事関係資料等を保管していることから、一般的な調査回答業務の一環として対応してきたものであり、韓国人について、靖国神社から合祀の通知が遺族に届けられなかった理由は承知していない。

- (4)1970年代に台湾人については、合祀通知をしているが、同じ旧植民地でありながら韓国人に通知しなかった理由についてもあきらかにされたい。

文書回答

靖国神社が、朝鮮半島出身旧軍人軍属の戦没者の遺族に対する合祀通知状を遺族に届けなかった理由については承知していない。

- (5)戦後、陸軍、海軍の各戦死者について、その名簿を管理していた機関について明確にされたい。

文書回答

- 1 旧陸軍軍人軍属の人事関係資料については、旧陸軍省が所管していた。その後、第一復員省、旧厚生省を経て厚生労働省が引き継ぎ保管している昭和20年当時外地に在った部隊所属者の名簿を除き、個人毎の陸軍兵籍・文官名簿等の人事関係資料については、終戦当時の本籍地を管轄する都道府県庁が引き継ぎ保管している。
なお、朝鮮半島及び台湾出身旧陸軍軍人軍属の人事関係資料については、福岡県庁において引き継ぎ保管していたが、昭和33年11月、旧厚生省に移管され、厚生労働省が保管している。
- 2 旧海軍軍人軍属の人事関係資料については、旧海軍省が所管しており、その後、旧海軍関係の残務整理機関である第二復員省、旧厚生省を経て、厚生労働省が引き継ぎ保管している。

- (6)1956年4月19日の通知前の同年1月に通知案が作成されており、それによると旧来と同様の取り扱いを行うとしているが、1956年段階で植民地支配下と同様の扱いを行った根拠について明らかにされたい。

文書回答

「1956年1月の通知案」は、破棄された「案」であって、「靖国神社合祀事務に対する協力について」は、「1956年4月19日の通知」により行われたものである。

- (7)韓国人遺族の一部は、合祀の撤回を求めているが、この遺族の心情をどのように受けとめるか。韓国人でありながら、朝鮮併合の戦争、アジア太平洋戦争を美化する神社に、「英霊」として合祀されていることの苦痛についてどう考えるか、明らかにされたい。

文書回答

靖国神社における戦没者の合祀は、靖国神社が行っているものであって、厚生労働省としては、意見を申し上げる立場にない。

- (8) 日本政府の合祀通知（祭神名票の送付）によって（これがなければ旧植民地出身者の合祀はなかった）、合祀が行われ、そこにおける日本政府（厚生労働省）の関与責任は明白であるが、この責任について、日本政府・厚生労働省としてどう考えるか、見解を表明されたい。

文書回答

旧厚生省は、靖国神社を含め戦友会等の団体や遺族などから、戦没者に関し、調査依頼があった場合には、旧陸海軍の人事関係資料等を保管していることから、一般的な調査回答業務の一環として対応してきたものである。どのような者を合祀し、どのような者を合祀しないかということは、靖国神社の判断で行われているものと承知している。

2 韓国人シベリア抑留について

- (1) 韓国人のシベリア抑留について、1999年段階で、韓国シベリア朔風会に、日ソ共同宣言、日韓協定により解決済みと回答しているが、日ソ共同宣言で、韓国人のシベリア抑留に関し、何が「解決し、日韓協定では何が解決したのか明らかにされたい。
- (2) 韓国人のシベリア抑留について、当時の現地日本軍責任者が朝鮮半島出身者であることを明らかにし、シベリア抑留を回避すべきであったのであり（現に、そのようにソ連軍に通報することで、抑留されなかった朝鮮人軍属等も存在する）、その意味で朝鮮人シベリア抑留に関し日本政府の責任は明白・重大であると思われるが、見解を表明されたい。
- (3) 韓国（朝鮮）人シベリア抑留者に関し、抑留者数、その氏名、死亡記録などの資料について、最大限、韓国・朝鮮政府、被害者に引き渡すべきだと考えるが、今後の対処方を明らかにされたい。

文書回答

- 1 いわゆるシベリア抑留者に関する名簿については、平成3年に旧ソ連政府から、平成7年ロシア政府からそれぞれ提供された抑留中死亡者名簿を公開している。
- 2 また、その後、ロシア政府やモンゴル政府から提供された抑留者個人資料及び「ソ連抑留者で朝鮮に移送された者」の名簿については、報道発表等により周知している。
- 3 これまで、韓国政府から具体的な要望は受けていないが、今後何らかの要請等があれば、外務省と相談しながら、検討して参りたい。
- 4 なお、北朝鮮については、現在国交関係がないことから、日朝国交正常化交渉の進展を見守りたい。

- (4) シベリア抑留中の韓国（朝鮮）人死者の遺骨収集について、日本の責任で行うべきだと考えるが、見解を明らかにされたい。

文書回答

厚生労働省が実施している海外戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年の閣議了解事項等に基づき、日本人戦没者の方々について国の責任と主体において実施しているものであり、原則として、朝鮮半島出身者の方々の御遺骨を日本政府が収集することは考えていない。

3 遺骨について

- (1) (シベリア抑留に限らず) 遺骨の調査・収集、慰霊事業については、日本人、植民地出身者で差別

することなく韓国人犠牲者についても行うことを表明されているが、その具体的方針、進捗状況について明らかにされたい。

文書回答

厚生労働省としては、遺骨の調査・収集、慰霊事業について、日本人、植民地出身者で差別することなく韓国人戦没者についても行う旨の表明は行っていない。

(2)DNA 鑑定についても同様に韓国人犠牲者（遺族）に対しても実施されるべきと考えられるが、見解を明らかにされたい。

文書回答

厚生労働省が実施している海外戦没者の遺骨収集事業は、昭和27年の閣議了解事項等に基づき、日本人戦没者の方々について国の責任と主体において実施しているものであり、原則として、朝鮮半島出身者の方々の御遺骨を日本政府は収集していないところである。

4 生死確認について

(1)日本軍に徴兵・徴用されながら、戦後60年以上経た現在に至るも未だに行方が不明のままの人が少なからず存在するが、(遺)家族の所在・生死等の確認要求をどう受けとめるか明らかにされたい。

文書回答

旧軍人軍属の生死確認については、当時保管資料や部隊の復員時における部隊長の報告及び戦友の証言資料により行ってきている。

朝鮮半島出身の戦没者については、昭和46年に「死亡者連名簿」を韓国政府に送付したところである。

なお、関係遺族から個別に照会があった場合には、厚生労働省保管資料に基づき回答を行っているところである。

(2)徴兵・徴用の事実、生死確認などの作業を進めるに当たって、第三者供述などによってその事実を認定するという手法も取られていると聞くが、韓国人についても同様の措置をとるべきと考えるが、見解を明らかにされたい。

文書回答

証言資料の収集を行ってきている事例があるが、これは恩給や年金などの最低を行う上で、必要な範囲で行っているものである。

外務省北東アジア課

「昨年8月15日の内閣総理大臣談話『過去の心情を受け止め、在サハリン被害者、遺骨調査、歴史共同研究を真摯に行っていく』という姿勢である」

G 「朝鮮半島出身者の方々の御遺骨を日本政府が収集することは考えていない」とある今回の回答について、総理談話の整合性についてどう考えればよいのか？」

外務省 (明確な回答はなし)

李炳柱さん 「町村外務大臣が墓参について予算措置を約束してくれたが、どうなっているのか？」

外務省 「そのような具体的指示はおりてきていない」